

国海員第124号
平成29年7月26日

交通政策審議会

会長 古賀 信行 殿

国土交通大臣
石井 啓



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第55条第5項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第285号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法
第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

| 事業者名 | 住 所 |
|-----------|--------------------|
| 新大島海運株式会社 | 大阪府大阪市港区弁天一丁目2番30号 |
| 株式会社藤進 | 長崎県長崎市竹の久保町20番9号 |